

日本古代における律の継受と運用から見る礼制の受容

——名例律を中心として——

陳 睿 珪

はじめに

七世紀の初頭、当時の倭国は東アジアの緊迫な国際情勢のなかで、遣隋使の派遣に伴い、中国の先進的な統治技術、宗教、漢詩文、精緻な官僚機構および律令法などにとどまらず、中華文化の中で極めて重要な要素の一つである礼制をも導入し始めた。⁽¹⁾ ちょうど一世紀の時間を経て、大宝元年（七〇二）に成立した大宝律令の令文に含まれている礼制については、多くの研究成果があげられてきた。⁽²⁾ ところが、養老令の私撰注釈書である『令集解』の「官位令」には、「令者教_二未然事_一、律者責_二違犯之然_一」⁽³⁾とあり、これによれば、律と令とはその法的な機能は異なるが、不可分のものでもあることが知られる。したがって、日本令だけではなく、日本律にも中国の礼制が含まれているに違いないと考えられる。

本稿は、大宝律の成立を考察することによって、日本律の編纂方針を検討したうえで、大宝律令が成立する前に定着してきた律条文を考察し、最後に、日本律と唐律疏議における礼典の引用に注意しながら、日本律における礼典引用の特性を明らかにしようとするものである。

一 大宝律の成立

二六

日本律の研究については、多くの研究成果があげられてきた。瀧川政次郎は、大宝律逸文と養老律とを比較・検討することによって、養老律の編纂手法は大宝律の難解な文句を省略し、大宝律の中国直訳的にして国情に適用しないものを日本的に改変する方針であったと結論づけ、量刑の特色は日本律が唐律に比して一般にその刑の軽いのが特色であり、養老律は大宝律より一層日本的であると指摘した^③。利光三津夫は、大宝律と唐律の相違点を比較し、大宝律の編纂方針を①大宝律の編者は相当の識見の下に唐律を継受し、あくまで日本のものにする事に努めていること、②抽象難解な字句を省き、冗句を削除すること、③日唐官僚制の差異に留意し、不都合を生じないように条文を改正することや、④唐律の嚴刑主義を緩めて寛大な刑にすることの四点を指摘した^④。吉田孝は、日本律の本文と本注の配列に着目し、「五罪（五刑）」・「八虐（十惡）」・「六議（八議）」などの重要な律条文は大宝律令の前に成立し、重要な律条文は状況に応じて随時頒布すると指摘した^⑤。筆者も、古代日本は、大宝律令の成立の前に広義の律と狭義の律とが併行していたと結論づけた^⑥。本章では、これを踏まえ、大宝律令の成立を再検討したい。

大宝律令の成立に関わる史料は、文武天皇四年（七〇〇）三月甲子条の①「詔諸王臣、誦習律令文、又撰成律条」、同年六月甲午条の②「撰定律令」、大宝元年（七〇一）八月癸卯条の③「撰定律令、於是始成、大略以淨御原朝廷為準正、仍賜禄有差」、同年同月戊申条の④「遣明法博士於六道、除西海道、講新令」、大宝二年二月戊戌条の⑤「始頒新律於天下」、同年七月乙未条の⑥「始講律、是日、赦天下罪人」と同年十月戊申条の⑦「頒下律令于天下諸国」がある。これらの史料によれば、文武四年三月に諸王臣は令文を学習し、律条文を完成し、六月に律令を編纂した、大宝元年八月に淨御原律令を手本とした大宝律令を編纂して完成し、明法博士を西海道以外の六道に派遣して大宝令を教えた、大宝二年二月に大宝律を天下に頒布し、七月に大宝律を講読し、十月に律と令をあわせて、諸国に頒布したことが知られる。しかし、これらの史料には疑問点と矛盾点がある。

疑問点については、①の文武四年三月に読習した令文は、通説によれば、大宝令であるとされるが、③によれば、この時点で大宝令は未だ完成していない。浄御原令の内容と大宝令の内容は大きく異なっていたと考えられるので、この読習の令文は大宝令ではないし、浄御原令でもないはずである。矛盾点としては、①によれば、文武四年三月に律条文はもう完成しているが、②と③によれば、大宝律令は文武四年の六月から編纂事業が始まり、翌大宝元年の八月に完了したことになる点である。

石尾芳久、青木和夫と井上光貞は、この読習した令はそれまでに施行していた大宝令の一部（官位令・職員令・衣服令・儀式令等）であると指摘している⁹⁾。しかし、これまで使用している一部の大宝令をわざわざ諸臣に教える必要があるであろうか。新たな令を編纂するために、手本としての唐の永徽令を学習したほうがいいのではないか¹⁰⁾。また、「詔^三諸王臣^二の「王臣」は、永徽令を読習する対象だけでなく、律令の編纂事業をも担っている人々である。即ち、これらの王臣は文武四年六月甲午条に記載されている「浄大参刑部親王・直広^三菴藤原朝臣不比等・直大^三栗田朝臣真人・（中略）直広^三肆調伊美伎老人等」である。唐の永徽令を学習するのは、三月以降の律令編纂事業の準備とみることができるのではないか。①の「読習令文」の「令文」は唐の永徽令とみて、三月の事前準備（唐律令の学習）、六月編纂開始（大宝律令）とするのが説得的ではないかと考える。

二 養老・名例律の不孝条

前述のように、隋唐王朝の律令を手本として、編纂・成立した大宝・養老律令は、中国の礼・法ともに受容したと考えられる。本章では、養老律十二編の第一編である名例律を中心として、日本の養老律に含まれている中国の礼制を検討したい。日本養老律の名例律は、刑名と法例をあわせたもので、一部の逸文を残すにすぎないが、律令研究会編の『訳注日本律令 二』によって復元された日本律によれば、唐律と同じく、名例律は五十七条が存することが知

られる。それは、五刑の種類と内容、及び律法典の通則的規定であり、律条文の総則ともいえる。したがって、名例律の内容と律令用語（言葉遣い）を検討すれば、日本律（養老律）の立法意図と日本律における礼の継受をうかがうことができる。

日本の名例律を検討する前に、『唐律疏議』に引用された礼を参考にしなければいけない。周知のように、日本律撰者の直接に参照した唐律疏は永徽律疏である。ところが、『唐律疏議』三〇巻として今日までに伝わっている唐律疏は永徽律疏というものではない。『唐律疏議』と日本律とを比較し、日本律編纂方針について論じることが少し問題が残るのである。しかし、永徽律の律文を変更・増減し、その規定・内容を実質的に改訂したことが明白であるという開元二五年改訂の事例はまだ知られていないようである。永徽二年（六五一）の永徽律と開元二五年（七三七）の開元律との間には、主として時代に応じた用語用語の修正がなされたと考えられ、律の規定・内容を改訂したための変更であるとはいえない。また、『旧唐書』卷四十六志第二十六経籍上によれば、唐王朝の律疏は永徽二年に編纂された長孫無忌著の「律疏」しかないことが知られる。つまり、現存の『唐律疏議』は開元二五年律の疏であるが、永徽律疏との差異は少ないと考えられる。本稿は、『唐律疏議』は永徽律とみるかたちで、日本養老律との比較を行う。

小林宏は、『唐律疏議』を分析し、唐の律疏における礼の法的機能について、三種類に分けた。①「礼云」、「依礼」、「抛礼」などの語を冠して礼典（『儀礼』『礼記』『周礼』などの礼に関する経書）の文を引用するものと上記礼典の現代版ともいうべき唐礼（大唐開元礼）の文を引用するものがある。②「準礼」、「稽之典礼」などの礼典一般を指している場合がある。③「礼云」、「依礼」などの礼典からの引用を明確に記すのではなく、疏の地の文として礼典の文やその取意文、同意文を引用する場合がある。小林宏は、唐の律疏における礼の法的機能を簡潔にまとめて、①律条文の立法を正当化する機能、②律条文の内容を説明する機能、③律条文に明文化されたものを補充する機能の三種類であると指摘したのである。¹⁾

日本律において、中国の礼典を引用する例はわずかであるが、その意義は決して小さいとは言えない。小林宏は、日本律の運用に際して礼のもつ意義は頗る大きなものがあつたといわねばならないと指摘した¹²⁾。

大宝律の条文はほぼ不明であるため、ここでは、養老名例律八虐条の「不孝」に該当する律文とその相当刑を分析することによって、日本律に特有な編纂手法と礼制の受容を検討したい。

養老律に含まれる中国礼制については、二種類に分けられる。一種類は、唐律のように、中華礼制の引用を明記しているものである。もう一種類は、唐の律疏に引用されている礼の文を省略しているものである。

『唐律疏議』名例律の「大不敬」には、

(前略) 疏議曰。礼者敬之本。敬者礼之興。故礼運云。礼者君之柄。所以别嫌明微。考制度。别仁義。責其所犯既大。皆無肅敬之心。故曰大不敬。

とある。小林宏の指摘によれば、「礼運」の語によって導かれる礼の文は律条文の立法を正当化するという役割を担っているものである。この「疏」は、まず、礼と敬との関係を説明し、次に、「礼運」を根拠にして、皇帝と礼の関係をも言及したうえで、大不敬を説明する。ところが、日本律の「大不敬」では、「礼運」の文は引用されなかった。その理由は、「礼運」は『礼記』の二編であり、その編首には「大道之行也、天下為公。」と記されている。これによると、「礼運」は「天下は公となす」という思想を宣伝していることが知られる。当時、中央集権国家を目指して努力していた日本は、「天下大同」または「天下為公」というような思想を導入、またはこの思想を諸臣・庶民に教える可能性が全くなかったのであろう。このため、日本律の「大不敬」は、『唐律疏議』において「大不敬」の立法を正当化するために引用された「礼運」の文を省略した可能性がある。

しかしながら、それでは、日本の古代国家が律の編纂に際して中国礼典を省略したことは、礼制を導入または、重

視しなかつたことになるのであろうか。それは間違いである。同条には、

(前略) 及对捍_レ詔使。而無_二人臣之礼_一。

とあり、また、その疏には、

(前略) 謂奉_レ詔出使。宣布_二四方_一。有_レ人对捍_二不_レ恭_三詔命_一。而無_二人臣之礼_一者。詔使者。奉_レ詔定_レ名。及令_二所司差遣者_一是(也)。

とある。疏は律文の「詔使」「对捍詔使」などの名詞および詔使の機能を解釈している。この律文と疏では「人臣之礼」について言及しているが、この人臣の礼とはなにかを説明していない。『唐律疏議』の本条には、

(前略) 注。及对捍_二制使_一。而無_二人臣之礼_一。疏議曰。奉_レ制出使。宣布_二四方_一。有_レ人对捍_二不_レ敬_三制命_一。而無_二人臣之礼_一者。制使者。謂奉_レ勅定_レ名。及令_二所司差遣者_一是也。

とあり、養老律と『唐律疏議』の本条を比較すると、『唐律疏議』の「制」と「勅」とを養老律では「詔」に変更しただけで、唐では則天武后の時に避諱により、「詔」を「制」に変更したため、永徽律は「詔」であったはずである。したがって、養老律と唐律とはほぼ同文である。日本律に言及した「人臣之礼」は唐の律疏の「人臣之礼」をそのまま引用している。このことは、日本律が唐の「人臣の礼」を準用したことを示す。当然ながら、「人臣之礼」は『礼記』曲礼においても規定がされている。鄭氏注の『礼記正義』巻第五「曲礼下」には、¹⁵⁾

(前略) 為_二人臣_一之礼不_二頭諫_一、三諫而不_レ聽則逃_レ之。子之事_レ親也、三諫而不_レ聽則号泣而隨_レ之。(後略)

とあり、これによれば、人臣として従わなければいけない礼と子供として従わなければいけない礼とが知られる。しかし、この文章の前半で説明する重点は、人臣の諫言のルールでなく、人臣が人臣らの諫言を聞かない皇帝に従わないことにある。これによると、『唐律疏議』の「人臣之礼」は「礼典」で規定されている狭義の人臣の礼ではなく、当時の唐王朝の規範となっている広義の人臣の礼であると考えられる。したがって、養老律の「人臣之礼」は中国の礼典に記載されている礼でなく、『唐律疏議』の「人臣之礼」をそのまま引用し、『唐律疏議』を立法根拠として、養老律の律条文を正当化していると考ええる。

つまり、唐律と礼制との関係を言うまでもない。養老名例律の「大不敬」では、前半部分は『唐律疏議』に引用されている『礼記』の「礼運」を意識的に除去したが、唐の礼制を引用しなかったとは言えない。日本律と中国礼制との関係については、日本律を編纂する時、手本としての唐律だけでなく、唐律の立法基準である礼制をも参考しつつ、日本律を編纂したと考えられる。ただし、日本律を正当化するという役割を担っているものは『唐律疏議』に引用した礼典などではなく、『唐律疏議』というものであるかもしれない。

養老律の名例律の八虐条「不孝」には、

七曰。不孝。謂告言詛言_二祖父母父母_一。及祖父母父母在、別_レ籍異_レ財。居_二父母喪_一、身自嫁娶、若_レ樂、積服從_レ吉。聞_二祖父母父母喪_一、匿_レ不_レ舉_レ哀。詐稱_二祖父母父母死_一。姦_二父祖妾_一。

とある。これによれば、子孫は、直系尊属を訴えたり、呪つたり、罵詈したりすること、戸籍・財産などを勝手に分けること、直系尊属の喪期に当人の意志で結婚すること、自ら演奏すると否とに拘わらず音楽を聞くこと、または喪

服を着ないこと、直系尊属の死去を人に知られないこと、在世の直系尊属が死去したと称することや、父祖の妾を姦することなどは、「不孝」となることが知られる。養老律名例律八虐条「不孝」の疏は、『唐律疏議』が引用した『礼記』に関する記載とほぼ同じである。養老律の本条疏には、

（前略）謂祖父母父母在。子孫就養無_レ方。出告反面。無_二自專之道。而有_二異_レ財別_レ籍。情無_二至孝之心。名義以_レ之俱_レ淪。情節於_レ茲並_レ弃。稽_レ之_二典_レ礼。罪惡難_レ容。二事既不_レ相_レ須。違者並当_二三_レ八_レ虐。（中略）依_レ礼。聞_二親_レ喪_一以_レ哭答_二使者。尽_レ哀而問_レ故。父母之喪。創巨尤切。聞即崩殞。擗踊号天。（後略）

とある。ここでは、小林宏の指摘した中国礼制の引用の①礼典（『儀礼』『礼記』『周礼』などの礼に関する経書）の文を引用するものと上記礼典の現代版ともいうべき唐礼（『大唐開元礼』）の文を引用するものと②礼典一般を引用したものに言及している。⁽¹⁶⁾

まずは前半部分の「稽之典礼」を検討したい。前半部分の内容に関わる史料については、『冊府元龜』と『全唐文』⁽¹⁷⁾しか記述が残されていない。両書は同じ内容が記載されている。『冊府元龜』巻第一百五十二帝王部「明罰」には、「（前略）但法者、国之権衡、時之準繩也。権衡所以定_二輕重、準繩所以正_二曲直_一也。罪惡難容者、雖_レ小必刑、情状可_レ原者、雖_レ大必宥。此乃彝典、非_レ故濫誅。（後略）」と記している。「彝」とは、『周礼』に記載されている祭祀に用いる器具であるため、「彝典」は周王朝で使用している律法と推測できる。これによれば、唐王朝の刑法の立法準則は情状、即ち常礼に基づくものであることが知られる。換言すれば、「稽之典礼」は当時の唐王朝に定着している広義の礼制によるものである。しかし、唐王朝の常礼は当時の日本に適用するかどうかは不明である。

次は後半部分の「依礼」を検討したい。「親喪」に関する史料については、『礼記』奔喪に記載がある。『礼記正義』巻五十六奔喪第三十四には、

奔喪之礼、始聞親喪、以哭答使者、尽哀、問故、又哭尽哀。親父母也。以哭答使者、驚惶之哀、無辭也。問故、問親喪所由也。雖非父母、聞喪而哭、其礼亦然也。(後略)

とある。これによれば、奔喪の礼は、初めて親の喪を聞くと、哀を表すために、何も言わずに泣いて使者に返事し、その後、使者に父母の死亡の理由を聞いてから、また哀を尽くすために泣くことである。高塩博は、この引用は養老律の編纂が実に用意周到に行われている反面、杜撰な箇所の一つであり、養老律撰者は『礼記』からの引用文であることを知らずに、あるいはこれを承知してはいたが削除することを迂闊にも怠ったということ指摘している¹⁸⁾。ここで注意すべきは、『礼記』と『唐律疏議』との句読の違ひである。『礼記正義』においては、「問故又哭尽哀」、または「問故、又哭尽哀」と読解するが、『唐律疏議』においては、「尽哀而問故」と記している。が、『礼記正義』の疏では、単に「以哭答使者」を抽出して解釈したことによって、「以哭答使者」は単独の文であることが分かる。全文の意味としてはほとんど変わらないが、『唐律疏議』を編纂する時、『礼記』を参照して部分的な文句を変更したことが知られる。養老律の「不孝」の記載は『唐律疏議』と全く同じである。もし、養老律を編纂する時、『礼記』を対照していれば、この異なりに気づくことができるだろう。『唐律疏議』の記載を採用していることからみると、『礼記』の引用より、むしろ『唐律疏議』を重視して引用しているとみただろうが妥当なのである。

つまり、養老名例律八虐条「不孝」は、「若供養有闕」という記述を除去した以外、『唐律疏議』とほぼ同じであり、『唐律疏議』に引用されている礼に関わる文もそのまま引用した。そのなかで、中国の礼典と一致しない部分もそのまま継受して引用していることが確認されるのである。

三 「不孝」に該当する律条文に引用された礼典

大宝律令が成立する前の日本で使用していた「五罪（五刑）」・「八虐（十惡）」・「六議（八議）」については、筆者は、吉田孝の指摘を踏まえ、古代日本で使用していた「五罪（五刑）」・「八虐（十惡）」・「六議（八議）」が大宝律令の編纂の前に夙に成立してきたもので、当時の刑法は「五罪（五刑）」・「八虐（十惡）」・「六議（八議）」などの重要な律条文以外、状況に応じて、必要な律条文を唐王朝の「格」に類似する単行法令として頒布することで、即ち、広義の律と狭義の律とを併行していたと結論づけた。したがって、日本律の「五罪（五刑）」・「八虐（十惡）」・「六議（八議）」と大宝律令の成立以降に編纂された律条文については、編纂手法・中国礼制の引用などを区別して検討する必要があると思う。本章は、「不孝」に該当する律条文を検討したい。

「不孝」に規定している罪によると、養老名例律八虐条の「不孝」に該当する律条文は、①鬪訟律四四条の「告祖父母父母条」、②賊盜律一七条の「憎惡造厭魅条」、③鬪訟律二八条の「言祖父母父母条」、④戸婚律六条の「子孫別籍異財条」、⑤戸婚律三〇条の「居父母夫喪嫁娶条」、⑥職制律三〇条の「聞父母夫喪匿条」、⑦詐偽律二二条の「父母死應解官条」と、⑧雜律二五条の「姦父祖妾条」などの律条文がある。²⁰

このなかでもっとも注意すべきは、⑥職制律三〇条の「聞父母夫喪匿条」である。『唐律疏議』の本条疏に礼典に關わる問答は四つある。『唐律疏議』職制律三〇条「聞父母夫喪匿条」の疏には、

- ①（前略）其妻既非尊長。又殊卑幼。在礼及詩。比為兄弟。即是妻同於幼。（後略）
- ②（前略）依礼。斬衰之哭。若往而不返。齊衰之哭。若往而返。大功之哭。三曲而偯。小功總麻。哀容可也。準斯礼制。（後略）
- ③（前略）礼云。大功将至。辟琴瑟。鄭注云。又所以助哀。又云。小功（将）至。不絶樂。

④喪服云。古者有_レ死_レ於_二室中_一者^卅。即三月為_レ之_レ不_レ拏_レ樂。(後略)

とある。この四つの中で、養老律が引用したのは①だけである。①によれば、妻は尊長でない、卑幼でもない。礼記と詩経によると、妻は兄弟に類似する。つまり、妻子の喪と子供の喪は同じであると解釈している。『礼記』の雑記下では同文が記載されておらず、以下のように記している。⁽²⁾

(前略) 親喪外除、兄弟之喪内除。兄弟之喪、自期以下之喪也。(中略)。視君之母與妻、比之兄弟、菴諸顔色者亦不飲食也。(後略)

これによれば、妻の喪は兄弟の喪と同じく、期親以下の喪であることが知られる。『唐律疏議』は『礼記』の原文を直接に引用せず、『礼記』の意を取り、立法を正当化する。しかし、養老儀制令五等親条の規定によれば、古代日本で使用している喪制は中国で使用している五等喪服制と異なり、日本古代固有の親族概念に基づいて形成した喪葬令の服忌条の五等有服親の制に近く五等親制である。したがって、この部分の引用は、前章に言及した引用と同じく、中国礼典の引用ではなく、『唐律疏議』を直接に引用したと考えられ、この『唐律疏議』の引用は、養老律に規定されている妻は兄弟と同じ、二等親であることを正当化させるためである。

②と③の引用については、『礼記集解』の雑記下には、

(前略) 大功将至、辟琴瑟。小功至、不絶樂。(中略)。鄭氏曰、(中略)。大功将至、辟琴瑟、亦所以助哀也。(中略)。大功且然、則重者可知。小功至、不絶樂者、服輕也。(後略)

とあり、これによれば、大功が音楽を弾けない重喪であり、小功が音楽を聞いても構わない軽喪であり、鄭氏の注釈も同じ解釈をしていることが知られる。また、『礼記集解』の間伝には、²²⁾

(前略) 斬衰之哭若往而不反、齊衰之哭若往而反、大功之哭三曲而偯、小功、緦麻哀容可也。此哀之發於声音者也。(後略)

とある。これは喪制における「哭」、いわゆる泣き方が規定されている。斬衰とは息が切れる様子で泣き、齊衰とは息が切れそうな様子で泣き、大功は高く泣いたり低く泣いたりすることで、小功と緦麻はただ哀容を表すだけで構わないことが知られる。『唐律疏議』の引用文は『礼記』の原文を採用せず、意味を取って改変した。養老律はこれらの『礼記』の引用をすべて削除した。理由は不明であるが、これから見ると、養老律は『唐律疏議』の疏を律条文として継受するにあつて、その疏を短くするために、多くの努力や創意工夫を行ったことが知られる。

おわりに

本稿は、大宝律令の成立から考察し始め、名例律の不孝条と不孝条に該当する職制律三〇条「聞父母夫喪匿条」、いわゆる大宝律令成立以前に存在していた律条文と大宝律令成立以降に成立した律条文を検討することによって、日本の律令は中国の礼制を含んでいることに違いないが、日本律の編纂は、礼典を引用して日本律を正当化させるのではなく、唐律そのものは日本律を正当する機能を持ち、日本律の編纂は唐王朝の律を学びながら、日本の国情に応じない、唐律疏議に含まれている中国に定着した礼制を除去するとともに、自らの社会秩序と社会準則、即ち日本的な礼制を構築しようとしたと結論づける。

小林宏は唐の律疏における礼の法的機能の三種類の①「礼云」、「依礼」、「抛礼」などの語を冠して礼典（『儀礼』『礼記』『周礼』などの礼に関する経書）の文を引用するものと上記礼典の現代版ともいうべき唐礼（『大唐開元礼』）の文を引用するものを指摘したが、『大唐開元礼』の成立（頒布）時期は開元二〇年（七三二）であり、大宝律令でも、養老律令でも、『大唐開元礼』の成立の前に完成した法典であり、これまで内容はほぼ不明な隋王朝の『江都集礼』や吉備真備によってもたらされた開元礼以前の頭慶礼があったため、『唐律疏議』において、『大唐開元礼』の文を引用する場合も注意すべきである。これは今後の課題である。

注

- (1) 鈴木靖民「遣隋使と礼制・仏教―推古朝の王権イデオロギー―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五二集、国立歴史民俗博物館、二〇〇九年）三一五頁、拙稿「日本古代における律の継受と礼の受容」（『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集（日本文化編）』一二、愛知県立大学、二〇二〇年）
- (2) その代表的な論著は、大津透編『日唐律令比較研究の新段階』（山川出版社、二〇〇八年）、同編『律令制研究入門』（名著刊行会、二〇一一年）などがある。
- (3) 瀧川政次郎『律令の研究』（名著普及会、一九三二年）第三編「新古律令の比較研究」
- (4) 利光三津夫『律の研究』（明治書院、一九六一年）一二三頁
- (5) 吉田孝『続 律令国家と古代社会』（岩波書店、二〇一八年）
- (6) 拙稿「關於飛鳥浄御原律存在與否之問題的考察」（『多元視角下的傳統法律文獻研究論文集』二号、中国政法大学、二〇一九年）二一九頁
- (7) 『続日本紀』の引用については、本稿は青木和夫ほか編『新日本古典文学大系 続日本紀』（岩波書店）を使用する。
- (8) 井上光貞は「日本律令の成立とその注釈書」（青木和夫ほか編『日本思想大系3 律令』、岩波書店、一九七六年）七四四頁において、「読習が旧律令でなく新律令である証拠として、大宝二年七月条の「令内外文武官読習新律（律字は類聚国史による）」をあげることができる。大宝律令の場合、律でも令でも、まず王臣ないし内外文武官に対する読習、つづいて一般の講

がおこなわれる」と指摘したが、もし、この令文は井上光貞が指摘した未完成の令文であるならば、令の全文が完成した後、もう一度読習する必要があるのではなからう。

- (9) 井上光貞 前掲注(8)論文、石尾芳久『日本古代法の研究』(法律文化社、一九五九年)一〇六頁、青木和夫『奈良の都』(中央公論社、一九六五年)二三五頁
- (10) 読習した唐令は永徽令と推測する理由は、唐の永徽律令の完成時期は永徽二年(六五二)であって、大宝元年(七〇一)の第九次の遣唐使まで、即ち白雉四年(六五三)の第二次から天智八年(六六九)の第八次の遣唐使までの間、倭国(後の日本)は最も権威のあった永徽律令をしか参照できないからである。
- (11) 小林宏『日本における立法と法解釈の史的研究 第一巻 古代・中世』(汲古書院、二〇〇九年)二二六頁
- (12) 小林宏 前掲注(11)著書二四二頁
- (13) 本稿では、『唐律疏議』と『養老律』の引用は律令研究会編の『訳注日本律令 二・三』を使用する。
- (14) 小林宏 前掲注(11)著書二二二頁
- (15) 『清』阮元校刻『十三經注疏』(清嘉慶刊本、中華書局、二〇〇九年)
- (16) 小林宏 前掲注(11)著書二二六頁
- (17) 『北宋』王欽若ほか編『冊府元龜』(中華書局、二〇〇三年)
- (18) 高塩博『日本律の基礎的研究』(創文社、一九八一年)
- (19) 吉田孝 前掲注(5)著書
- (20) 雑律二五条の「姦父祖姦条」の復元については、『訳注日本律令 三』には、「律逸」「倭漢比較律疏」は、金玉掌中抄及び法曹至要抄によって、本條を復原しているが、その典拠とする逸文「姦父祖妻者。徒三年。妾減一等。」は、すべて唐律姦総麻親及妻条(雑二三)に相当する条文の逸文である。猶、本条は、前条(雑二四)と同様に、前々条(雑二三)に合併されていた可能性も存する」とあり、ここでは、「姦父祖姦条」を「雑二五」と認める。
- (21) 『清』孫希旦撰『礼記集解』雑記下(中華書局、一九八九年)
- (22) 『清』孫希旦撰『礼記集解』問傳(中華書局、一九八九年)